

偕楽園月池地区整備事業 質問に関する回答

質問対象	質問内容	回答
公募設置等指針 P.4	月池の湖面を使用する場合は、公募対象公園施設の面積には含まないとしてよろしいですか。	使用する形態によります。 ※ 公募対象公園施設利用者のみ利用施設であれば、公募対象公園施設とみなします。
公募設置等指針 P.8(2) 公募対象施設の種類	好文亭など視点場からの景観を検討する上で、公募対象区域内にある樹木の位置や種類等のわかる資料を提供願いたい。	別添1 植栽関係資料参照。 ※ H21 年度調査時点の資料であるため、現地の状況を優先とする。(大幅な植栽の伐採・移植などは行っていない。)
公募設置等指針 P.10	公募対象公園施設(駐車場等)までの園内の車路は、特定公園施設に該当しますか。	使用する形態によります。 ※ 園路及び公園管理車両用車路との兼用であれば、特定公園施設とみなします。
公募設置等指針 P.10	特定公園施設で県が寄付をうけることを認めた施設とは、(7)①に記載されている施設としてよろしいですか。	ご質問の趣旨のとおりです。
公募設置等指針 P.10(7)① 特定公園施設の建設に関する事項	特定公園施設を検討する上で、公園内の電気給排水などの埋設関係の情報提供を願いたい。	別添2 埋設施設関係資料参照。
公募設置等指針 P.10(7)① 特定公園施設の建設に関する事項	・公募対象区域内にある石の彫刻に関する作成者、名称等の教示願いたい。 ・石の彫刻は移設等可能でしょうか？可能な場合、移設する際の協議等や費用負担は茨城県で行っていただけるのか？	作成者:浅賀 正治(あさが まさじ)氏 名称:石の芽 数量:5基 基礎:碎石基礎(記録なし) 公園内の移設は可能です。作成者との移設に関する協議は県が実施しますが、移設費用は、事業者の負担となります。
公募設置等指針 応募様式 様式 11	イメージパース(施設外観)の提出について、施設の模型を作成の上、模型の写真をイメージパースの代わりとしてもよろしいですか。	周辺の景観も含めて、施設外観のイメージができれば、代わりとすることは可能です。